

大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン  
及び同解説

平成 27 年 5 月

# 『大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン』

## はじめに

平成7年の兵庫県南部地震や平成16年の新潟県中越地震において、谷や沢を埋めた盛土や斜面に腹付けした盛土等が滑動崩落を起こし、多くの宅地被害が発生した。

これを受け、平成18年に宅地造成等規制法が改正（平成18年9月30日施行）され、新規宅地造成に係る耐震性を確保するための技術基準が法令上明確になり、崩落等の危険のある既存の造成宅地を造成宅地防災区域として都道府県知事等が指定し、宅地所有者等に必要な勧告・命令を行えるようになった。

加えて、造成宅地防災区域の指定等に必要の調査や防止工事を支援する「宅地耐震化推進事業」が創設された。平成27年1月時点における進捗は以下のとおりであり、現在、各地方公共団体で変動予測調査が実施されている（全市区町村1742）。

- ・調査着手 : 890 (51.1%)
- ・第一次スクリーニング完了 : 717 (41.2%)
- ・大規模盛土造成地マップ等の公表 : 180 (10.3%)

国土交通省では、「宅地耐震化推進事業」に対応する調査手法を示した「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」を平成18年9月、対策工選定の考え方を示した「宅地耐震工法選定ガイドライン」を平成24年4月に策定し、宅地耐震化の推進に努めてきたが、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震で多数の甚大な宅地被害が発生し、今後発生が予想される首都直下地震や南海トラフ地震等の大地震においても同様の被害が想定されることから、宅地耐震化のさらなる推進を図るため、これらガイドラインを改訂することとした。

改訂にあたっては、東北地方太平洋沖地震での被災実態を分析して得られた知見や復旧事例を踏まえ、前述した既存ガイドラインを修正するとともに、実際に滑動崩落が発生した場合の一連の復旧対策の流れと調査・検討手法を新たに示し、これらを統合して以下の構成でとりまとめた。

- ・Ⅰ編：変動予測調査編（「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」を修正）
- ・Ⅱ編：予防対策編（「宅地耐震工法選定ガイドライン」を修正）
- ・Ⅲ編：復旧対策編（新たに作成）

各編の目的や主な内容等を下表に示す。

目的	本ガイドラインの構成		
	編	主な内容	調査と対策検討の概要
滑動崩落の予防 （大地震の前）	Ⅰ編 変動予測調査編	調査の手法	大規模盛土造成地を抽出し、滑動崩落のおそれがあるかどうかを調査する。
	Ⅱ編 予防対策編	対策検討の手法	Ⅰ編の調査の結果、滑動崩落のおそれがあると判断される場合は、その予防のための対策を検討し実施する。
滑動崩落の再発防止 （大地震の後）	Ⅲ編 復旧対策編	調査の手法 対策検討の手法	宅地被害がまとまって発生した範囲を対象に、大規模盛土造成地に該当するかどうか、滑動崩落が生じたかどうかを調査する。 調査の結果、大規模盛土造成地に該当し、滑動崩落が生じたと判断される場合は、再発を防止するための対策を検討し実施する。 ※大地震の前に変動予測調査を実施しているかどうかにかかわらず、滑動崩落が生じた地区を対象とする。

宅地耐震対策は「面的に行う滑動崩落対策」と「個々の宅地で行う耐震対策」に大別される。

「面的に行う滑動崩落対策」は公共施設等を含む地域コミュニティの保全が目的であり、一定の公共性を有することから、地方公共団体等が住民等の同意を得たうえで実施するものであり、一定の要件を満たす大規模盛土造成地で行われる対策工事については、宅地耐震化推進事業で費用の一部を補助することとしている。

一方、「個々の宅地で行う耐震対策」は、主に「面的に行う滑動崩落対策」では一定の効果は期待されるものの完全には防止できない個々の宅地の変状の防止・軽減が目的であり、「面的に行う滑動崩落対策」と併せて実施することで、個々の宅地の安全性をさらに高める対策である。「個々の宅地で行う耐震対策」は宅地所有者が実施する対策であるが、個人で対策を実施することは困難な場合が多いことから、地方公共団体は「面的に行う滑動崩落対策」の住民説明会などで、「個々の宅地で行う耐震対策」の必要性や有効性等について「面的に行う滑動崩落対策」と併せて実施したほうが合理的であることなどを説明し、必要に応じて指導・助言を行うことが望ましい。

ひとたび滑動崩落が発生すると、個々の宅地のみならず、隣接する宅地や公共施設を含めたコミュニティ全体に被害がおよぶことから、自助・共助・公助の考え方で地域の住民等と地方公共団体が共同して滑動崩落対策に取り組む必要がある。地方公共団体は、本ガイドライン等を参考に地域全体の防災意識の向上を図り、宅地所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、宅地所有者と共同して「面的に行う滑動崩落対策」を実施することで、宅地耐震対策を総合的に推進することが重要である。